

船舶事故調査報告書

平成26年8月28日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突（護岸）
発生日時	平成26年3月27日（木） 14時33分ごろ
発生場所	広島県竹原市竹原港 竹原港竹原外港防波堤灯台から真方位017°620m付近 （概位 北緯34°19.9′ 東経132°55.0′）
事故調査の経過	平成26年4月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	旅客フェリー さにいおおさき、384トン 134735、大崎汽船株式会社 39.01m (Lr) × 11.00m × 3.90m、鋼 ディーゼル機関、1,323kW、平成7年7月27日
乗組員等に関する情報	船長 男性 57歳 五級海技士（航海） 免許年月日 平成4年5月28日 免状交付年月日 平成24年2月14日 免状有効期間満了日 平成29年5月27日 機関長 男性 44歳 五級海技士（機関） 免許年月日 平成16年10月1日 免状交付年月日 平成25年10月15日 免状有効期間満了日 平成31年9月30日
死傷者等	なし
損傷	本船 船首ランプウェイの先端の可動板右舷端、船体右舷取付け部及び左舷側スタンションに曲損 護岸 擦過傷
事故の経過	本船は、船長及び機関長ほか1人が乗り組み、乗客2人を乗せ、車両2台を積載し、船首ランプウェイを固定ワイヤロープに固定して吊り下げた状態により、竹原港の明神ノ波止沖に着き、定期旅客船の出港を待った後、平成26年3月27日14時28分ごろ遠隔操縦装置の後進テストを行って竹原港の2号棧橋に向かった。 本船は、明神ノ波止を4～5ノット（kn）で通過した後、徐々に

	<p>減速して3～4knの速力で2号棧橋南方約200mに至り、船長が、主機を中立運転とし、14時30分ごろ、船首ランプウェイを引き揚げようとして油圧ウインチのスイッチを入れたところ、同ランプウェイが揚がらず、主機が停止していた。</p> <p>本船は、船長が船首ランプウェイ付近にいた機関長にマイクで主機が停止している旨を通報するとともに、2号棧橋まで約150mと迫ったことから、同棧橋との衝突を避けるために左舵を取った。</p> <p>機関長は、機関室へ行き、主機が停止していたことから、燃料ハンドルを運転位置で主機を始動しようとしたが、始動できず、燃料ハンドルを停止位置に戻した後、主機を始動させた。</p> <p>本船は、主機が始動した直後、14時33分ごろ、船首ランプウェイ先端の可動板右舷端と2号棧橋西側の護岸とが衝突した後、船首ランプウェイが護岸上に持ち上がって同ランプウェイの右舷ストッパーピンが地面に突き刺さり、停止した。</p> <p>本船は、陸上職員の応援を得て護岸から離れ、自力航行して2号棧橋に着き、乗客及び車両を降ろした後、造船所で修理された。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期</p>
<p>その他の事項</p>	<p>機関製造業者が主機の点検を行った結果、燃料ポンプ系統、機関中立運転時の回転数、油圧ポンプ駆動時の回転数低下等に異常は認められなかった。</p> <p>遠隔操縦系統の主機停止シリンダは、同シリンダが作動した際、燃料ハンドルを停止位置に戻せば、スイッチがリセットされるようになっていた。</p> <p>電気事業者が遠隔操縦系統の電気リレー関係の点検を行った結果、主機停止シリンダに作用する電気リレー（主機非常停止用、主機潤滑油低圧停止用、主機超速度停止用及び逆転機潤滑油低圧停止用）の抵抗値が低下していた。</p> <p>本船は、主機停止シリンダに作用する電気リレーを交換してから異常なく運航されている。</p> <p>遠隔操縦系統の電気リレー関係の点検は、本事故の約5年前に実施されているが、定期的には行われていなかった。</p> <p>ランプウェイ引揚げ用油圧ウインチの油圧ポンプは、主機駆動であった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船は、竹原港で2号棧橋へ着棧作業中、遠隔操縦系統の主機停止シリンダに作用する電気リレーが誤作動して主機が停止したことが</p>

	ら、2号棧橋への衝突を避けようとして左舵を取ったものの、2号棧橋西側の護岸と衝突した可能性があると考えられる。
原因	本事故は、本船が、竹原港で2号棧橋へ着棧作業中、遠隔操縦システムの主機停止シリンダに作用する電気リレーが誤作動して主機が停止したため、2号棧橋への衝突を避けようとして左舵を取ったものの、2号棧橋西側の護岸と衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・遠隔操縦システムの電気システムの点検を定期的を実施すること。